

長岡市建設工事の下請契約に係る施工体制台帳等の取扱いに関する要領

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条並びに長岡市建設工事請負基準約款（平成23年長岡市告示第98号）第8条及び第8条の2の規定に基づき、本市の建設工事の下請契約に係る施工体制台帳等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 施工体制台帳

受注者は、本市の建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときは、施工体制台帳を作成し、当該台帳の写しを工事主管課長に速やかに提出しなければならない。

2 再下請通知書

受注者は、下請業者が請け負った建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときは、再下請通知書の写しを工事主管課長に速やかに提出しなければならない。当該再下請業者その他の数次下請業者が請け負った建設工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときも、同様とする。

3 施工体系図

受注者は、第1項の規定により施工体制台帳を作成したときは、施工体系図を作成し、その写しを工事主管課長に提出しなければならない。

4 施工体制台帳等の審査等

- (1) 工事主管課長は、受注者から施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図の写し（以下「施工体制台帳等」という。）を受理したときは、これらの記載内容が適正なものであるかどうかを審査し、必要があると認めたときは、受注者に指導するものとする。
- (2) 工事主管課長は、前号の規定による審査を行った結果、社会保険未加入者が確認された場合は、当該施工体制台帳等の写しを速やかに契約検査課長に送付するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。